

○内閣府
農林水産省 令第六号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 法第五十八条の三第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)
〔略〕	二〇六 略

改正前

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第四十八条 〔同上〕

一 〔同上〕

「イ・ロ 同上」

ハ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 〔同上〕

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益及び事業粗利益率
〔同上〕	二〇六 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>「二・三 略」</p> <p>「二・三 略」</p>	<p>「二・三 同上」</p> <p>「二・三 同上」</p>
	<p>「2～4 略」</p>	<p>「2～4 同上」</p>

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第二条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第一百十二条 法第八十一条第二項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示した指標</p> <p>〔イ〕 <u>業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益</u> (投資信託解約損益を除く。)</p> <p>〔ロ〕 略</p> <p>〔二〕 略</p> <p>〔四〕 略</p>	<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第一百十二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>〔イ〕 <u>業務粗利益及び業務粗利益率</u></p> <p>〔ロ〕 同上</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>〔四〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布日から施行する。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ハの規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類（水産業協同組合法第五十八条の三第一項の規定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第一百十二条第一項第三号ハの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（農林中央金庫法第八十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。